

議案第63号

さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

さいたま市土地利用審査会条例（平成14年さいたま市条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(会議) 第5条 [略] 2 [略] 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 <u>議長</u> の決するところによる。 4 <u>前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条第6項及び第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員の総数の過半数で決する。</u>	(会議) 第5条 [略] 2 [略] 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 <u>会長</u> の決するところによる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正は、公布の日から施行する。